

再入国許可申請 (入国管理法 第26条)  
About Application for RE-ENTRY PERMIT  
(Immigration Control Law Article 26)

## 申告場所 Where should I apply it?

### ■申告場所／管轄入国管理局 (Application place)

#### 居住地を管轄する地方入国管理官署に申請を出します

※仕事の関係等で配偶者と異なる場所で生活している場合でも、外国人登録されている居住区での申請となります。

申請受付窓口一覧：<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kankatu.html>

#### Please apply in Immigration Bureau that manages the place where you live.

\*The residence ground is an address that has been described to the alien registration certification (GAIKOKUJIN-TOUROKU-SHOUMEISHO).

Please return to your registration office when you are in the remote place.

### ■管轄入国管理局 (Jurisdiction Immigration Bureau) The jurisdiction office has divided into each prefecture as follows.

#### ■札幌入国管理局 (SAPPORO OFFICE)

北海道 (HOKKAIDO)

#### ■仙台入国管理局 (SENDAI OFFICE)

青森県 (AOMORI), 岩手県 (IWATE), 宮城県 (MIYAGI), 秋田県 (AKITA), 山形県 (YAMAGATA), 福島県 (FUKUSHIMA)

#### ■東京入国管理局 (TOKYO OFFICE)

茨城県 (IBARAKI), 栃木県 (TOCHIGI), 群馬県 (GUNMA), 埼玉県 (SAITAMA), 千葉県 (CHIBA), 東京都 (TOKYO), 神奈川県 (KANAGAWA), 新潟県 (NIIGATA), 山梨県 (YAMANASHI), 長野県 (NAGANO)

#### ■名古屋入国管理局 (NAGOYA OFFICE)

富山県 (TOYAMA), 石川県 (ISHIKAWA), 福井県 (FUKUI), 岐阜県 (GIFU), 静岡県 (SHIZUOKA), 愛知県 (AICHI), 三重県 (MIE)

#### ■大阪入国管理局 (OSAKA OFFICE)

滋賀県 (SHIGA), 京都府 (KYOTO), 大阪府 (OSAKA), 兵庫県 (HYOGO), 奈良県 (NARA), 和歌山県 (WAKAYAMA)

#### ■広島入国管理局 (HIROSHIMA OFFICE)

鳥取県 (TOTTORI), 島根県 (SHIMANE), 岡山県 (OKAYAMA), 広島県 (HIROSHIMA), 山口県 (YAMAGUCHI)

#### ■高松入国管理局 (TAKAMARSU OFFICE)

徳島県 (TOKUSHIMA), 香川県 (KAGAWA), 愛媛県 (EHIME), 高知県 (KOCHI)

#### ■福岡入国管理局 (FUKUOKA OFFICE)

福岡県 (FUKUOKA), 佐賀県 (SAGA), 長崎県 (NAGASAKI), 熊本県 (KUMAMOTO), 大分県 (OITA), 宮崎県 (MIYAZAKI), 鹿児島県 (KAGOSHIMA), 沖縄県 (OKINAWA)

## 申告時期 When should I apply?

### ■手続きに必要な期間 (Period necessary for procedure)

**手続きは当日に終わります (問題なければ10分程度です)。**

※手続きをせずに出国することはできません。出国してしまった場合は、日本の在留資格は失効となります。(現地大使館で再申請は可能です)

※手続きの際に婚姻関係の確認を配偶者に行なう場合がありますので、同居していない場合は配偶者に連絡をしておいて下さい。

※別居状態の場合は出国が認められないケースがあります。(民法上の婚姻関係の要件を入管が無視するケースがあります。)

**The procedure ends on that day.(If nothing is recorded in you, it is about ten minutes. uki.)**

\*You cannot leave the country without the procedure.

\*They confirm it to your spouse of the married couple occasionally. Please contact your spouse beforehand if you are not cohabiting with the spouse.

\*There is a case where leaving the country is not permitted when you are living apart with the spouse.

### ■申請可能時期 (When can I apply?)

**出国前に申請して下さい**

※はやめに申請しましょう。

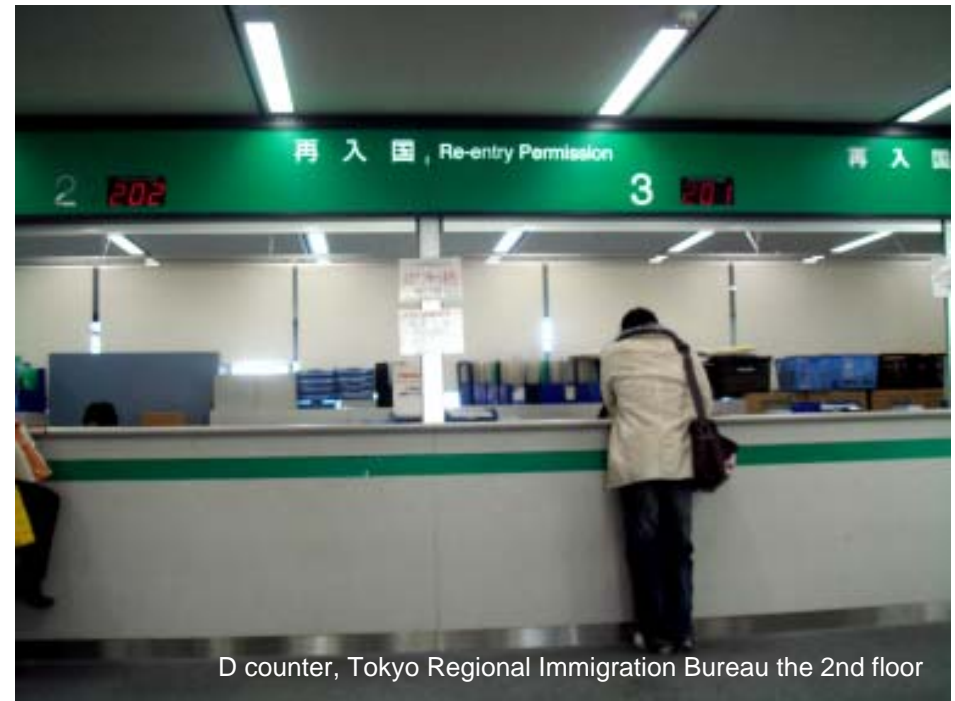
**Please apply before you leave the country.**

\*Please apply ahead of time.

### ■審査基準 (Screening criterion)

- ・現に退去強制手続中の者でないこと。
- ・現に有する在留資格に対応する活動を終了し、又は継続する見込みのないことが明らかな者でないこと。
- ・その他再入国許可することが適当でないと認められる者でないこと。

※法律にはこのようには条件が明記されていませんが入管側の審査の基準ということです。



D counter, Tokyo Regional Immigration Bureau the 2nd floor

## 申請準備 What should I prepare?

### ■必要書類 [本人が申請する場合] (Required documentation)

1. 申請書 1 通
2. 収入印紙での支払い書 1通
3. 旅券・外国人登録証明書

※収入印紙や支払い書（収入印紙を貼る台紙）は東京入管の場合、入管内 1F コンビニエンスストアに用意されています。

1. **Application for re-entry permit \* 1**
2. **Payment application with revenue stamp \* 1**
3. **Your Alien registration certification (GAIKOKUJIN TOUROKU SHOUMEISHO) and PASSPORT**

### ■申請書類のダウンロード先 (Download of acquiring applications)

1. 在留期間更新許可申請書 (Application for extension of period of stay)  
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5-1.pdf> (PDF形式)  
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5-1.xls> (EXEL形式)

### ■申請書類の記入例 (Example of filling in applications)

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/shinseisyo/pdf/06.pdf>



## 申請費用 How much should I pay?

---

### ■申請費用 (Application charge)

手数料： 3000円 (1回限りの入国許可) / 6000円 (数次許可)

※収入印紙にて支払い

**Application Charge : 3,000 Yen (Single) / 6,000Yen (Multiple)**

\*It pays with the revenue stamp(SHUUNYUU INSHI).

### ■申請受付時間 (Time)

平日 午前9:00～12:00 / 午後1:00～4:00

(手続内容により曜日が指定されている場合があります)

**MON-FRI : 9:00 a.m – 12:00 / 1:00p.m – 4:00p.m**

## 再入国許可申請ガイドについて About this guide

---

### ■再入国申請を行なう理由

#### 【再入国許可とは？】

再入国許可とは、我が国に在留する外国人が一時的に出国し再び我が国に入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可です。我が国に在留する外国人が再入国許可を受けずに出国した場合には、その外国人が有していた在留資格及び在留期間は消滅してしまいますので、再び我が国に入国しようとする場合には、その入国に先立って新たに査証を取得した上で、上陸申請を行い上陸審査手続を経て上陸許可を受けることとなります。これに対し、再入国許可を受けた外国人は、再入国時の上陸申請に当たり、通常必要とされる査証が免除されます。また、上陸後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとみなされます。

再入国許可には、1回限り有効のものと有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のもの2種類があります。

(入国管理局ウェブサイトより引用)

このガイドでは、外国人が海外出国する場合の方法を記載しました。外国人にとっては日本だけが生活の場所ではありません。事情で海外に赴くケースもあるかと思えます。しかしながら在留資格を持っている場合は入国管理法により制限がありますので、注意が必要です。せっかく在留資格を持っているのであればわずかなことで不利益が生じないように適切に手続を行なっておくことをお勧めします。

2007年1月

hirokim house 調査・研究チーム

<http://www.hirokim.ph/>

#### 【著作権について】

本著作物の著作権はhirokim houseに属します。無断での引用・転載・複製など著作権法に抵触する行為はおやめください。

Copyright hirokim house all rights reserved.

## 日本人の配偶者資格に関する判例及び出入国管理法 Judicial Precedent

### ■平成9.9.19 東京地裁判決 平7（行ウ） 87号

#### 「出入国管理及び難民認定法2条の2別表第2の在留資格『日本人の配偶者等』の意義」

「『日本人の配偶者等』の在留資格に該当するためには単に法律上有効な婚姻関係にあるだけでは足りず、日本人の配偶者等としての活動が必要であるが、同居・協力・扶助の関係までは必要ではなく、婚姻関係が既に回復し難いまでに破綻し形骸化しているとは認められない場合には、右在留資格に該当するといえることができる」

※「日本人女性と婚姻関係にある外国人につき、『日本人の配偶者等』の在留資格での在留期間更新を許可しない旨の法務大臣の処分がその裁量を逸脱濫用した違法なものとして取消された事例」

### ■出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

#### （出国の手續）

第二十五条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする外国人（乗員を除き、第二十六条の規定により再入国の許可を受けて出国する外国人を含む。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手續により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

#### （再入国の許可）

第二十六条 法務大臣は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手續により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は再入国許可書に記載された日からその効力を生ずる。

3 法務大臣は、再入国の許可（数次再入国の許可を含む。）を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4 法務大臣は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可が効力を生じた日から四年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

5 前項の許可は、旅券又は再入国許可書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

6 法務大臣は、数次再入国の許可を受けている外国人で再入国したものに対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないことを認めるときは、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。

7 第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。